

審査結果(東開庭球場)

選定基準・選定の視点	配点	特定非営利活動法人鹿児島市ソフトテニス連盟
選定結果		選定
1 東開庭球場の設置目的を達成することができるものであること。	(120)	(108)
(1) 業務指針と事業計画書等との整合性はとれているか	20	19
(2) 管理運営に対する企画力・意欲・姿勢はどうか	20	20
(3) 要望・苦情等への対応策は十分か	10	10
(4) 環境に配慮した取組の状況はどうか	10	9
(5) 法定の障害者雇用の状況はどうか	10	5
(6) 社会貢献への取組状況はどうか	10	9
(7) 市の主催する事業等へ適切な対応ができるか	10	9
(8) その他応募者の独自の提案があるか	30	27
2 市民の平等利用を確保することができるものであること。	(30)	(22)
(1) 市民の平等利用の確保策(差別的な取扱いの禁止など)	10	8
(2) 市民との情報の共有という観点からの情報公開の対応は十分か	10	5
(3) 施設運営に関するモニタリング	10	9
3 東開庭球場の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	(200)	(182)
(1) 市民サービスの向上策は十分か	30	28
(2) 市民サービスの低下を招かない経費縮減策(提案額)	120	108
(3) 類似施設等での業務実績はあるか	10	9
(4) 施設の広報計画が適切に行われるか	10	9
(5) 施設の利用促進などに関する企画力・意欲・姿勢はどうか	20	19
(6) テニス競技又はソフトテニス競技の普及促進に関する取組みはどうか	10	9
4 東開庭球場の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	(130)	(112)
(1) 職員の配置計画・研修計画は適切か	20	20
(2) 法人等の財務状況は良好か	20	15
(3) 個人情報の保護対策は十分か	20	19
(4) 安全管理の対策は十分か	20	18
(5) 緊急時の対応策は適切か	20	20
(6) 業務委託の状況はどうか	30	20
合 計	480	424